

要件	内容
<p>■南さつま市企業立地支援条例</p> <p><対象業種> 製造業，道路貨物運送業，倉庫業，こん包業，卸売業，情報サービス業，研究開発施設，4年制大学，日本語教育機関，特定民間施設，コールセンター業，陸上養殖業，植物工場</p> <p>(1) 用地取得費補助 ① 用地取得後，3年以内の操業開始 ② 新規雇用5人（増設及び移転の場合にあっては，雇用者増3人）超 ③ 関係法令等に違反していないこと ※ 市が所有する土地を取得した場合も対象とする</p> <p>(2) 施設整備費補助（対象：建物，機械設備，附属施設，解体撤去，造成費用） ① 施設設備取得後2年以内に操業開始 ② 雇用者数が操業開始時に5人以上増加（増設・移転は新規雇用者増3人以上） ③ 投下固定資産総額が1,000万円以上</p> <p>(3) 新規雇用補助 ① 用地取得費補助と施設整備費補助のいずれかの要件に該当（ただし，情報サービス業及びコールセンター業については新規地元雇用者数が10人以上であれば該当とする） ② 操業開始後1年以内に新規地元雇用者数が3人以上 新規地元雇用者要件：操業開始から1年を経過する日において引き続き6か月以上継続して雇用され，かつ，市内に住所を6か月以上有する者で雇用保険の被保険者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得額の40/100 （増設及び移転の場合は，30/100） ・ 限度額 6,000万円 （増設及び移転の場合は，3,000万円） ・ 補助率：10/100 ・ 限度額：操業開始時の新規雇用者数 新設 5～19人…3,000万円，20人以上…5,000万円 増設・移転 3～19人…2,500万円，20人以上…4,000万円 ・ 補助率：新規地元雇用者数×30万円 ・ 限度額：1,000万円